

令和7年度第1回安来市環境審議会議事録（要旨）

日 時 令和7年8月25日（月）13時30分～16時00分
会 場 安来市役所302・303会議室
出席者 環境審議会委員 7名
佐藤利夫 佐川竜也 新田里恵 永井功輝 板持真澄 伊藤耕治 安藤かおり
安来市
田中市長 野坂市民生活部長 山岡環境政策課長
永島環境対策係長 頼田専門官
配布資料 会議次第、委員名簿、条例（案）、条例（案）骨子

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長の選任
 - ・会長 佐藤委員
 - ・副会長 佐川委員
5. 会長あいさつ
6. 市長諮問
諮問後、市長退席
7. 審議

会 長：議事の進行

事務局：本審議会が成立していることの報告

会 長：条例制定に至る、経過等の説明を求める。

事務局：山岡課長により説明を行う。

会 長：議事の進行の仕方について説明

条文を読み上げ、一条文ごとに意見を求めることとする。

委 員：第1条の文面中で再エネを推進していくという文言があった方が良いのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

会 長：第2条の文面中で恵沢の意味がわかりづらいのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第3条1項（1）の文面、太陽光と風力に限定した理由は。

事務局：太陽光と風力に限定した理由は、全国的に問題となっているのは、9割以上が太陽光である。風力に関しては、令和3年度からの経過から入れている。バイオマス等に関しては、山林が多い安来市では、許容のある対応が必要と考える。

会 長：第3条第1項（5）の文面中、「発電事業の用に」意味がわかりづらいのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第3条第1項（9）の文面中、「発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれ」著しいを省いた方がよいのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：「イ 事業区域の土地境界から水平距離100メートル以内の区域に存する建築物所有者」100mと一律だと問題が生じる可能性があるので慎重な判断が必要。風力と太陽光、出力など差異があるので、低周波の関係もあるので個別で設定してはどうか。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：「ウ 事業区域が所在する自治会の区域に居住する者」縛らなくて良いのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第3条第1項（10）の文面中、環境とは。景観を組み込んで。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第6条（土地所有者等の責務）とは。

事務局：説明会の参加等、最初から反対ではなく、対話を受け入れて欲しいとの趣旨。

委 員：第8条（禁止区域）・・・能義平野の景観は守って欲しい。9号線付近など商業施設が図られる可能性があるところは規制できないか。

委 員：第10条第1項の文面中、「説明会を開催する等」等はなくて良いのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第12条第3項の文面中、市長は・・・主語は事業者がよいのでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第17条（承継）土地の所有者だけが変わる場合もあるのでは。

事務局：第12条第2項で、変更が生じた場合は届出が必要なので、対応できると考えます。

委 員：第20条（立入調査）関係者とは、市の職員だけで対応できるのか、専門家など委嘱、依頼した者を含めるべきでは。

事務局：次回で提案させていただきます。

委 員：第21条（助言、指導及び勧告）文面であるが、弱いのではないか。

工事を中止することができる等の文言を加えては。

事務局：次回で提案させていただきます。

会 長：第2回では、修正（案）をもとに審議を行います。

第1回環境審議会後に改めて追加提案いただいた内容

○第5条（事業者の責務）について

- 1) 第2項の2行目で「地域住民等との紛争」とありますが、地域共生型の事業推進や地域住民の理解を求める条例の目的や基本理念を考えると、「地域住民等の苦情」への対応も追記してはいかがでしょうか。

○第10条（説明会の実施）について

- 1) 住民説明会など地域住民等への事業計画の周知のタイミングについては、事前協議終了後よりも協議開始後の方がよいのでは。
 - *事前協議終了後の住民説明は、住民説明なしに市が了承したと、市民は捉える可能性があり、事前協議の内容によっては、地域共生型の事業推進に支障をきたすのではと考えます。
- 2) 第1項において、事業計画の周知は義務付けられているが、住民説明会の開催は当該措置の一手段で義務付けとはなっていない。条例の目的・趣旨からすれば、事業計画の周知は住民説明会の開催を基本（義務）とするべきでは。
- 3) 条例の目的・趣旨から、地域住民等との環境保全協定締結の努力義務規定があってもよいのではないのでしょうか。
 - *規定されるのであれば、別条を設けてもよいかと思います。

○第21条（助言、指導及び勧告）について

- 1) 第2項の勧告対象事項について、下記についても対象に含めるか否かの検討が必要と考えます。
 - ①第9条に規定する事前協議を行わない者
 - ②第20条に規定する立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - ③第21条第1項に基づく指導に正当な理由がなく従わない者